公益社団法人徳島森林づくり推進機構委託契約約款

（総　則）

第１条　公益社団法人徳島森林づくり推進機構（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、委託契約書（以下「契約書」という。）記載の委託業務に関し、契約書及びこの約款に定めるもののほか、別添の設計図書（設計概要書、図面及び仕様書をいう。）に従い、これを履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第２条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

２　甲は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

（再委託等の禁止）

第３条　乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（主たる技術者）

第４条　乙は、契約締結後７日以内に主たる技術者を選任し、甲に報告しなければならない。これを変更したときも変更の日から５日以内に報告しなければならない。

（委託業務の調査等）

第５条　甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求

めることができる。

（業務内容の変更等）

第６条　甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

２　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙はその損害の賠償を甲に請求することができるものとし、賠償額は甲乙協議して定める。

（甲の解除権）

第７条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　その責に帰すべき理由により履行期限内又は履行期限経過後、相当の期間内に業務を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）　正当な理由がなく、履行期間の初日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

（３）　第２条又は第３条の規定に違反したとき。

（４）　前号に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと甲が認めたとき。

（５）　乙が契約の解除を申し出たとき。

（６）　暴力団等排除に係る契約解除に関する特記事項に該当するとき。

２　甲は、前項の規定により契約を解除したときは、業務の出来形部分のうち分割して引き渡しを受けても利益があると甲が認める部分について検査のうえ、当該検査に合格した部分の引き渡しを受けるものとし、当該引き渡しを受けた出来形部分に相応する業務委託料を乙に支払わなければならない。

３　乙は、第１項の規定により契約を解除された場合において、甲に損害を与えたときは、甲の定めた損害賠償金を甲に支払うものとする。

４　乙は、第１項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

（検査及び引渡し）

第８条　乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

２　甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から１０日以内に成果物について検査を行わなければならない。

３　前項の検査の結果不合格となり、成果物について補正を命じられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

４　乙は、検査合格の通知を受けたときは遅滞なく、当該目的物を甲に引き渡すものとする。

（委託料の支払）

第９条　乙は、前条の規程による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

２　甲は、前項の支払請求があったときは、その日から３０日以内に支払わなければならない。

（前金払）

第 10 条　乙は、業務委託料が１００万円以上の場合であって甲において前金払をすることができるものであると認めるときは、前金払の請求をすることができる。

２　甲は、前項の請求があったときは、税抜きの業務委託料（業務委託料から消費税及び地方消費税を除く額）の 10 分の３を限度として１０万円未満を切り捨てた額に消費税及び地方消費税を乗じた額を乙に支払うものとする。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第 11 条　委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

（関係法規等の遵守）

第 12 条　乙は、この契約の実施にあたっては、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）など、委託業務の安全に関する諸法規を遵守して災害防止に万全を期さなければならない。

（秘密の保持）

第 13 条　乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第 14 条　乙は、契約による事務を処理するため個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（暴力団等の排除）

第 15 条　乙は、契約を履行するため、別記「暴力団等排除に係る契約解除に関する特記事項」を守らなければならない。

（補　則）

第 16 条　法令及びこの約款に定めのない事項については、徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則（昭和４８年徳島県規則第１０３号）を準用するものとする。

2　前項に定めのないもの、及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第３　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第４　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第５　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第６　乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第７　乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

（資料等の返還）

第８　乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第９　乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第１０　甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第１１　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

暴力団等排除に係る契約解除に関する特記事項

（総則）

第１　この特記事項は、公益社団法人徳島森林づくり推進機構（以下、「機構」という）が交わす、この特記事項が付される契約と一体をなす。

（暴力団等排除に係る解除）

第２　機構は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）　役員等（法人である場合には、その役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者を、法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を、個人である場合には、その者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（2）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等（暴力団及び暴力団員等並びに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

（3）　役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（4）　役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（5）　役員等が、暴力団、暴力団員等又は前４号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体又は個人をいう。）であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

（6）　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前５号のいずれに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（7）　契約の相手方が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、機構が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

２　契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。

３　契約の相手方は、前２項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の１００分の１０に相当する額を機構が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、単位数量当たりの契約金額を定めた単価契約においては、契約単価に契約期間内の予定数量を乗じて計算した額の１００分の１０に相当する額とする。

４　契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、機構は、当該保証金を前項の違約金に充当することができる。

５　第１項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（関係機関への照会等）

第３　機構は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

２　機構は、前項の情報を管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が第２の第１項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

３　契約の相手方は、前項の規定により、機構が警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第４　契約の相手方は、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者（第４内において「下請事業者等」という。）が、暴力団等から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに機構に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

２　契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、機構及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。